

平成25年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年8月5日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	25番	小島 昌文
26番	植田 勇一	27番	植田 英男	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生
35番	池本 信秋	36番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

24番 田上 均 28番 三川 了

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 4 1号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 4 2号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 4 3号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 4 4号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 4 5号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 4 6号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 18号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 19号 農地の形状変更届について
- 第 20号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんこんにちは。定刻より少し前でございますけども、お揃いですので、開催したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち横島の田上均委員と三川委員、2名の方から欠席の届けが出ております。34名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第7回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。本日は何かとお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第41号より議第46号までの42件と、報告14件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、小島委員と植田勇一委員にお願いいたします。

-----○-----

2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第41号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第41号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、宮原と横田の申請人で、申請物件が横島町の田1,011㎡を甥へ贈与するものです。

2番、石貫の申請人で、申請物件が石貫の畑98㎡を知人へ贈与するものです。

3番、河崎と菊陽町の申請人で、申請物件が三ツ川の畑451㎡を耕作不便と隣接地取得による売買です。

4番、横浜市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑413㎡外6筆、計5,363㎡を農業廃止と経営拡張による売買です。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田640㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

6番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑29㎡外1筆、計1,408㎡を

従弟の子へ贈与するものです。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田577㎡を子へ贈与するものです。

8番、箱谷と横島町の申請人で、申請物件が三ツ川の畑276㎡を会社廃業による整理と経営拡張による売買です。

9番、宮原と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,543㎡外2筆、計4,295㎡を甥へ贈与するものです。

10番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田716㎡外2筆、計4,179㎡を子へ一括贈与するものです。

11番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地903㎡外6筆、計6,590㎡を子へ一括贈与するものです。

12番、熊本市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田132㎡を耕作不能と耕作便利による売買です。

以上12件、2万5,020㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 甥への贈与ということで、何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 2番どうぞ。

○2番（取本一則君） 譲渡人はいずれこの土地は道路改修により横と合致ということでございまして、譲受人の家のすぐそばに隣接しているため、譲渡人が耕作もできないということで、以前からの知人でもあり、贈与ということでございます。

下限面積も満たしております。許可相当と判断いたしております。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○17番（鎌本勝利君） 3番の案件について説明します。譲渡人は耕作廃止。譲受人は現在、菊池郡で会社勤めをしておりますが、受人は自宅に帰り農業を継ぐとのことで、現在、土日は自宅に帰り農業をしております。この土地の北と南は譲受人の土地であり、耕作不便になるとのことで、下限面積も満たされており、機械力もあるので許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○19番（大野金生君） 4番について説明します。譲渡人は農業廃止、譲受人の方は経営拡張で何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○29番（田上輝行君） 譲渡人は労力不足、譲受人の方は規模拡大で許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番は担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○25番（小島昌文君） 譲受人は高齢により従弟の子へ贈与するもので、また譲渡人についても下限面積を満たしており、何ら問題なく許可相当と判断します。

7番については、譲受人と譲渡人は親子関係で、何も問題なく許可相当と判断いたします。

8番は、譲渡人は会社を廃業により、譲受人は規模拡張です。譲受人は米を栽培しておられますので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○26番（植田勇一君） 9番について説明いたします。甥への贈与ということですが、譲受人はコメ、イチゴ等を栽培されており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○29番（田上輝行君） 二人は親子関係で、息子さんも現在、一緒に農業をやっておられますし、何ら問題なきと思ひ、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、11番。

○31番（松本哲海君） 11番の件について説明します。譲渡人、譲受人は親子関係です。子への一括贈与です。下限面積も満たされており、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、12番。

○35番（池本信秋君） 12番の案件について説明します。譲渡人は耕作不能で、譲受人は耕作便利で、譲受人は下限面積も満たされており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第41号については許可することに

決定しました。

次に、議第42号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第42号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,193㎡外4筆、計3,048㎡を、相続により取得したもので、農業年金受給のため平成25年8月5日から25年間の契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田3,760㎡を貸付地返還により農業者年金受給のため、平成25年9月1日から19年間の契約をするものです。

以上2件、6,808㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第1項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いします。

1番。

○35番（池本信秋君） 1番の案件について説明します。

貸人と借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。コメとミカンを栽培されており、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○29番（田上輝行君） 二人は親子関係で、息子さんもハウスをやっておられますので、農業者年金受給のためということで、何ら問題なく許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第42号については許可する

ことに決定しました。

次に、議第43号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第43号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が築地の畑22㎡で、当初計画者は平成17年7月に所有農地への通路として転用許可を受けておりましたが、地目変更せずに利用していて、今回、承継者が建設する借家への通路として売買するため事業計画変更を行うものでございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

1番。

○3番（清田順次君） ご説明申し上げます。備考欄のごとくですね、地目の変更に何ら問題はございませんので、許可相当でございます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第43号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第44号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第44号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が中の雑種地、登記地目は畑でございます。35㎡外1筆、計296㎡で、転用目的が7台分の貸駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岱明町の田436㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上2件、732㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

1番から説明をお願いする前に、1番につきましては、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○3番（清田順次君） 1番の案件について説明いたします。所在地はですね、蔦屋北側の国道208号線より北側に約20メートルぐらいのところでございます。ただ今、始末書が朗読されましたが、駐車場として違反転用中ということで、農業委員会の中でもお話しいたしましたが、その後の申請ということでございます。東側の土地というようなことで、担当の地区委員としては許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○18番（荒木まつ子君） 2番の案件について説明します。申請人が相続した土地に個人住宅を建築するものです。田の面積436㎡、住宅が172.24㎡、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し側溝に流します。周囲の農地への影響もないものと思われ許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第44号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第45号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第45号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が築地の田495㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、議第43号1番と関連で、申請物件が築地の畑22㎡外1筆、計850㎡で、転用目的が5棟の貸住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が青野の畑238㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、賃貸借物件で、申請物件が岱明町の畑1,775㎡で、転用目的が49.5キロワットの2カ所の太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町の畑331㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑397㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

7番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑214㎡で、転用目的が農家住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が天水町の畑169㎡外1筆、計338㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が天水町の畑27㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上9件、4,665㎡をご提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目に適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと

判断しましたのでご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は、委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 1番の案件についてご説明いたします。申請地はですね、マルミヤ玉名店の北側に位置しております、計画ではですね、木造平屋建ての建築で、南側に市道が入っておるということで、ここに上下水道も完備をいたしております。雨水は4カ所に雨水浸透柵を設置します。周辺はコンクリートのブロックで土砂の流出がないようにしてありますので許可相当と判断します。

2番についてご説明いたします。申請地は消防署の、西消防署ですね、西署の裏側の市道の北側に位置しております。計画では1棟2階建ての賃貸住宅の5棟の建設ということでございます。その他の敷地はアスファルト敷です。南側の市道に上下水道がありますので、問題もなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○13番（本田多美子君） 3番について説明いたします。この申請地は、中山間地域に存在する第2種農地で、この申請地の隣を、まずはじめに地目が山林なのですが、そこを購入して太陽光発電所約50キロワットを計画、残りの土地で農業全体を行なう計画で、伐採とか整地をされてきれいにされておりましたが、私道を、その中で私道をつくられたんですが、高低差が10mということで、とても急な坂になってしまったということで、その隣接地を今回、申請されました。隣接地は現地を見たところも耕作放棄地状態で、けやきとか大きな樹木が生い茂っているという状態で、それを伐採してそこを通路にされるということでした。被害防除計画としては、配水池など設置されて、工事期間中は土砂の流出等が起きないようにされるということです。近隣のうちの被害防除としては、防除策としては、申請地が大体、山林となっておりますので、それをきれいに整地して道路部分とするということで、隣地への影響はなくなると思ひ、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○18番（荒木まつ子君） 4番の案件について説明します。

申請目的として太陽光発電施設の設置です。49.5キロワットの施設を2基設置するものです。雨水は自然浸透で周囲をフェンスで囲むため畑への悪影響もないようですので、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○20番（福田友明君） 5番の案件について説明いたします。転用目的は個人住宅で、

現在、実の父の建物に無償で賃借して住んでいる状態でございますが、来春、両親が岱明町に帰ってくるために現在の借家を出ていかなければならず、今回の物件を購入し建築計画をするものです。場所としては、玉名工業の南側住宅地にあり、周辺環境も静かなところであります。用地としては第2種農地であり、給排水計画ですが、給水は市の上水道を利用し、また生活雑排水は今年度の9月末に完成する公共下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置して側溝に流す計画です。被害防除計画ですが、工事する際は造成にかかる土砂の流出等、十分隣接者に迷惑かけないように配慮をしながら、そしてまた日照等の周辺地への被害はないものと考え、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○22番（小路修三君） 6番の案件は父親の土地に世分れで住宅を建てるものです。給排水は市の上下水道を利用し雨水は道路側溝に流す計画です。周囲は住宅が建っている場所で問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、7番。

○35番（池本信秋君） 7番の案件について説明いたします。農家住宅です。現在、親と同居している申請人が独立し、親の土地に農家住宅を建設するものです。申請地と隣接する宅地について595㎡に平屋の住宅を建てるのですが、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、隣接する水路に流し、雨水については自然浸透となっております。周囲は宅地と申請者の農地であり、被害等はないものと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、8番。

○34番（岩永幹生君） 8番の案件について説明します。申請地は最近家が建築されている場所で、西側に水路、東側に道路、南北に農地がありますが、平屋建ての住宅であり影響はないものと考えます。生活排水は、合併浄化槽を設置して東側の水路に流し、雨水については、雨水枡を設け側溝に流す計画です。隣接地との境界にはブロックを置き、整地までの措置となります。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、9番についきましては、始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（二階堂正一郎君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、9番の説明をお願いします。

○30番（米野旨雄君） 9番の案件について説明いたします。昭和55年、申請人が自分の宅地に家を建てた際、公道までの通路がなかったため譲ってもらい、通路として利用したものです。始末書のとおり、そのまま放置しており、今回の申請とな

ったわけです。この通路がないと不便であり、また長年使用していても被害等はないことから、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。

7番のですね、農家住宅というの権利といいますか、どういう住宅なんでしょうかね。農家住宅というのは。

○係長（二階堂正一郎君） 農家住宅、個人住宅と農家住宅ですけど、まず敷地面積が個人住宅の場合は500㎡以内ということで、制限がかかっております。農家住宅の場合は、これは1,000㎡までであるということになります。農家住宅の場合は住宅の敷地のほかにですね、農業用の倉庫、そういったものが必要であるだろうということで1,000㎡までは認められているということになります。

○議長（東 令佐君） ほかにご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第45号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第46号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第46号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。13ページから15ページまでの16件の集積です。所有権移転が4件の9,513㎡、利用権設定が12件の13万5,183㎡で、合計16件の14万4,696㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第46号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第18号から報告第20号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 報告第18号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は6件の解約の通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いします。

報告第19号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は4件の届けを受理しております。2m程度盛土して、畑地として利用されるものが2件、1m程度盛土して野菜畑として利用されるものが2件です。

次に、報告第20号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、送電線鉄塔の老朽化による建替え等が2件、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設が1件、農業用倉庫が1件、計4件の届けを受理しております。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定していました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

その他、何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時54分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年8月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 小島 昌文

農 業 委 員 植田 勇一